

立教女学院小学校・中学校・高等学校いじめ防止基本方針

2024年4月1日

はじめに

本学院は、キリスト教に基づく女子教育を行っています。したがって児童・生徒一人ひとりが、どのような時でも神の愛のもと、自分らしく、日々充実した学校生活をおくることを大切にしています。

イエスは「互いに愛し合いなさい。わたしがあなたがたを愛したように、あなたがたも互いに愛し合いなさい」（ヨハネによる福音書13章34節）と語っています。愛し合うとは、互いに神様に愛されている者としてその人らしさをそのまま認め合い、受け入れあうことでもあります。なぜならば、神は一人ひとりをかけがえのない者として、創られ、いのちを与えてくださっているからです。また使徒パウロは「喜ぶ人と共に喜び、泣く人と共に泣きなさい」（ローマの信徒への手紙12章15節）と語っています。それは、苦しんでいる人、悲しんでいる人、悩んでいる人がいたならば、行って寄り添い、その人の心の痛みを共にし、少しでも和らげてあげなさい、との呼びかけでもあります。朝の礼拝などを通して、そのような「みことば」に日々接している私たちです。

こうしたキリスト教に基づく本学院は、誰もがその人らしい、その人ならではの学校生活を生き生きと過ごすことができるよう、あらゆる「いじめ」がない学校とするために「立教女学院小学校・中学校・高等学校いじめ防止基本方針」を策定いたしました。

いじめは、いじめを受けた人の教育を受ける権利を奪うものです。その人の心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、かけがえのないのちや身体に重大な危険を生じさせる恐れもあるものです。いじめは身体的ないじめから、ことばの暴力、無視、更にはインターネットを通じた誹謗中傷などさまざまです。そしてそこに共通することは、相手の立場を考えず、相手の心や身体の痛みや苦しみを想像も理解もできない自己中心的な考え方や思いから生まれてくることです。またいじめを目にもしても、それを見て見ぬふりをすることも、いじめと同じように他者を傷つけ、いじめに加担する自己中心的な姿勢であることに変わりはありません。

いじめはどこでもおこり得るもので、加害者にも被害者にもなってしまうことがあります。本学院では、こうした「いじめ」が決しておこることのないように、日頃からあらゆるいじめの防止に取り組みます。また「いじめ防止対策推進法」（2013年9月施行）に基づき、保護者及びその他の関係者と連携を取りながら、いじめの防止及び早期発見に努め、また本学院の児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処するように努めます。

I いじめ防止基本方針の策定等

1 基本方針の策定

基本方針は、次に掲げる事項について定める。

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 基本方針の検証と見直し

2 いじめ対策委員会の設置

(趣旨)

本学院におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、各学校に、「いじめ対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。

(委員)

各学校の長（委員長）、各学校の教頭、その他各学校の長が指名する勤務員（1名、任期2年、再任可）を必ず含め、状況に応じて、チャプレン（1名）、カウンセラー（1名）など、各校で構成員を定めるものとする。

(設置期間)

対策委員会は、常設の機関とする。

(所掌事項)

対策委員会は、本学院が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、次に掲げる内容を所掌する。

- (1) いじめの防止等に関する取組の実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。
- (2) いじめの相談、通報の窓口に関すること。
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関すること。
- (4) その他いじめの防止等に関すること。

II いじめの未然防止

1 キリスト教に基づく教育

児童・生徒に対し、毎日の礼拝や聖書の授業等のキリスト教教育や平和教育などを通じ、お互いの存在を認め合い、尊重し合うことの大切さを伝え、そのためには必要な他者理解やコミュニケーション能力の向上などを図る。

2 いじめの防止等への啓発活動

児童・生徒、保護者及び勤務員に対して、インターネットを通じて行われるいじめなども含めた「いじめ」の防止等への理解を一層深め、「いじめは絶

対に許されない。」という環境づくりを行うための啓発活動を行う。

3 勤務員の資質向上に係る措置

勤務員に対して、いじめの防止等のために、校内研修等により資質の向上を図る。

4 家庭との緊密な連携

家庭との日頃からの緊密な連携を取ることにより、いじめ防止等への啓発活動を強化する。

III いじめの早期発見

1 相談体制の整備

児童・生徒及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制を整備する。いじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保できるようにする。

2 定期的な調査その他の必要な措置

児童・生徒に対して、いじめの早期発見のために、いじめに関する定期的な調査その他必要な措置を講じる。

3 いじめの疑いのある事案を把握したときの措置

児童・生徒、保護者及び勤務員等から、本学院に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるとの通報等を受けた場合、対策委員会を中心として、速やかに事実の確認を行うための措置等に着手する。

4 勤務員による情報共有

勤務員による情報共有を隨時行い、いじめの早期発見に努める。

IV いじめへの対処

1 事実の確認を行うための措置等

(1) 事実の確認を行うための措置

ア いじめを発見した場合は速やかな組織対応を実施する。

イ 必要に応じて質問票の使用や聴取り調査等により、事実の確認を行うための措置（以下「調査」という。）を行う。

(2) 学校設置者（以下「立教女学院」という。）への報告

調査結果や事実について、立教女学院に報告する。

2 いじめがあったことが確認された事案への措置

(1) いじめを受けた児童・生徒への対応

ア いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者に対する支援を行う。

イ 必要に応じて、いじめを受けた児童・生徒又はいじめを行った児童・生徒に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。

(2) いじめを行った児童・生徒への対応

いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った児童・生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。

(3) 保護者間での情報の共有等の保護者への支援・助言

いじめを受けた児童・生徒の保護者と、いじめを行った児童・生徒の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置を隨時行う。

(4) 警察等の刑事司法機関との連携

いじめが犯罪行為と取り扱われるべきものであるものと認めるときは、各学校の長の指示のもと、所轄警察署や児童相談所、保健所、医療機関等の関係機関と連携して対処する。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という。）の設置

(趣旨)

いじめ防止対策推進法に規定される重大事態が生じた場合、その対処及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、調査委員会を設置する。

(委員)

統括校長（常務理事）を委員長とし、各学校の長（2名とも副委員長）、各学校の教頭（2～3名）、外部専門委員（1～2名、その都度、適任者を依頼）、その他当該事態の学校の長が指名する勤務員（1名）からなる構成とする。

(設置期間)

調査委員会は、重大事態の発生ごとに設置する。

(所掌事項)

調査委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするために、調査を行う。

(2) いじめを受けた児童・生徒及び保護者への対応

調査委員会における調査を行う時には、いじめを受けた児童・生徒及び保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた児童・生徒及び保護者からの申立てがあったときには、適切かつ真摯に対応する。

- (3) 立教女学院及び東京都（私学部）への報告等
- ア 重大事態が発生したとき及び調査結果について、各学校の長は速やかに立教女学院及び東京都（私学部）に、その旨を報告する。
 - イ 重大事態への対処について、必要に応じて、立教女学院及び東京都（私学部）と連携、協力して対応を行う。

V 基本方針の検証と見直し

本基本方針は、今後、いじめ対策委員会を中心として、全勤務員により共有と再認識を深め、必要に応じて見直しを図ることとする。

以 上